

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	子どもの未来と文化をはぐくむまち	施策番号・名	11	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援	基本事業番号・名	11-03	子育て家庭の負担軽減
-----	------------------	--------	----	---------------------	----------	-------	------------

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要 (根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況)	事務事業の目的 (事務事業の対象、手段、意図)	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事業費、人件費							所管課評価 (事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性)			外部評価
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	左記「事業費(実績額)」に係る財源			人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持		
										特定財源									一般財源	
11-03-01	児童青少年課 助成支援係	根拠法令等 児童手当法	□ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的	対象 中学校修了前の子どもを養育している保護者	平成26年度 15,689 (人)	平成26年度 13,920 (人)	平成26年度 89 (%)	平成26年度 1,755,785	平成26年度 1,170,523	平成26年度 292,631	平成26年度 292,631	平成26年度 7,710	平成26年度 1,763,495	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持			
	児童青少年課長 相川 浩一	補助事業	□ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()	手段・内容 ・認定請求書、変更申請書、額改定請求書等の受付 ・認定、却下、消滅通知 ・支払(定例6月、10月、2月、随時) ・現況届	平成25年度 15,780 (人)	平成25年度 14,053 (人)	平成25年度 89 (%)	平成25年度 1,753,321	平成25年度 1,168,881	平成25年度 292,220	平成25年度 292,220	平成25年度 8,114	平成25年度 1,761,435	評価：子ども手当(特別措置法に係る分)が平成24年3月末で終了し、平成24年4月から児童手当に制度変更された。 内容は子ども手当(特別措置法)を引き継ぐ形となったが、平成24年6月以降支給分から新たに所得制限が導入され、所得超過世帯は支給額が変わったことから、夫婦の所得を把握し、必要に応じて変更手続きをするなど事務処理が煩雑になっている。						
	児童手当支給事業	給付事業	■ 該当 要綱等 東久留米市児童手当事務取扱規則 □ 特財の廃止(予定含)	意図 ・家庭等の生活の安定に寄与する ・次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する	平成24年度 15,754 (人)	平成24年度 14,040 (人)	平成24年度 89 (%)	平成24年度 1,806,775	平成24年度 1,204,517	平成24年度 301,129	平成24年度 301,129	平成24年度 8,049	平成24年度 1,814,824	方向性：平成24年度から児童手当は制度の恒久化と年少扶養控除廃止による地方税の増収から負担割合が国2/3、地方(都と市)1/3に明確化されることとなった。 子ども手当へ移行した際の増加分はこれまで国費負担だったが、そこについても地方の負担が生じるようになったため、一般財源が増加している。						
	事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他()																		
	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()																		
11-03-02	子育て支援課 保育・幼稚園係	根拠法令等 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(S47国要綱) 東久留米市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	□ 自主的 □ 義務的 ■ 努力義務的	対象 幼稚園等に在園する園児の保護者	平成26年度 1,246 (人)	平成26年度 1,383 (人)	平成26年度 175,949 (千円)	平成26年度 176,015	平成26年度 43,339	平成26年度 132,409	平成26年度 267	平成26年度 2,355	平成26年度 178,370	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持			
	子育て支援課長 長澤 孝仁	補助事業	■ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) ■ 国・都連携 □ その他()	手段・内容 幼稚園等に在園する園児(3~5歳)の保護者に対する補助で、所得制限あり。	平成25年度 1,069 (人)	平成25年度 1,145 (人)	平成25年度 122,336 (千円)	平成25年度 122,336	平成25年度 30,403	平成25年度 91,933	平成25年度 2,440	平成25年度 124,776	評価：幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する制度である。平成26年度は生活保護世帯及び多子世帯に対する補助額が増額となった。							
	私立幼稚園就園奨励費補助事業	給付事業	□ 該当 要綱等 東久留米市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 □ 特財の廃止(予定含)	意図 補助金の交付により、保護者の負担を軽減し、もって幼稚園教育の充実を図る。	平成24年度 1,066 (人)	平成24年度 1,212 (人)	平成24年度 109,256 (千円)	平成24年度 109,256	平成24年度 26,276	平成24年度 82,980	平成24年度 2,396	平成24年度 111,652	方向性：平成27年度からは、新制度に移行しない私立幼稚園に通う幼児が幼稚園就園奨励事業の対象となる。また、第2階層(第1子、第2子)の補助額が増額となる予定である。							
	事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他()																		
	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()																		
11-03-03	子育て支援課 保育・幼稚園係	根拠法令等 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱(都) 東久留米市私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱	□ 自主的 □ 義務的 ■ 努力義務的	対象 幼稚園、幼稚園類似の幼児施設もしくは幼児教育施設に在園する園児の保護者	平成26年度 (人)	平成26年度 (人)	平成26年度 124,102 (千円)	平成26年度 124,168	平成26年度 69,401	平成26年度 50,406	平成26年度 4,361	平成26年度 2,637	平成26年度 126,805	前年度において示した方向性	現状維持	28年度以降方向性	現状維持			
	子育て支援課長 長澤 孝仁	補助事業	■ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) ■ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()	手段・内容 幼稚園等に在園する園児(3~5歳)の保護者に対する補助。	平成25年度 1,594 (人)	平成25年度 1,710 (人)	平成25年度 131,800 (千円)	平成25年度 131,872	平成25年度 67,040	平成25年度 64,832	平成25年度 2,733	平成25年度 134,605	評価：私立幼稚園の園児保護者に本補助金を交付することで、保護者の負担を軽減する事業である。 平成26年度からの市の上乗せ(月3,300円)部分については、行財政改革アクションプランの「補助金の適正化」により、東京都の補助対象とならない所得階層の高い第5階層の部分に関し、補助の見直しを行った。							
	私立幼稚園等園児保護者補助事業	給付事業	□ 該当 要綱等 東久留米市私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱 □ 特財の廃止(予定含)	意図 補助金の交付により、保護者の負担を軽減し、もって幼稚園教育の充実を図る。	平成24年度 1,580 (人)	平成24年度 1,693 (人)	平成24年度 130,198 (千円)	平成24年度 130,198	平成24年度 64,658	平成24年度 65,540	平成24年度 2,972	平成24年度 133,170	方向性：新制度開始に伴い、1号認定は国基準どおり、2号認定は国基準の50%程度の利用者負担額としたことから、1号認定と2号認定の一部の階層に利用者負担額のおおむね差(1号認定より2号認定の利用者負担額の方が安い現象)が発生している。このことについては、現在検討している新制度における適正な利用者負担のあり方の中で解消していく方向であるが、おおよそ利用者負担額を算出して、1号認定は当該補助金の支給を前提として利用者負担額を算出し、2号認定の利用者負担額と比較していることから、当該事業は継続していく必要がある。							
	事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他()																		
	近隣市状況	■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()																		
11-03-04	子育て支援課 保育・幼稚園係	根拠法令等 東久留米市私立幼稚園入園支度金貸付条例	■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的	対象 私立幼稚園の入園資金を必要とする保護者。	平成26年度 3 (人)	平成26年度 3 (人)	平成26年度 3 (人)	平成26年度 300	平成26年度 (人)	平成26年度 (人)	平成26年度 (人)	平成26年度 95	平成26年度 395	前年度において示した方向性	縮小	28年度以降方向性	現状維持			
	子育て支援課長 長澤 孝仁	補助事業	□ 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) □ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他()	手段・内容 私立幼稚園に入園する幼児の保護者に、入園支度金を貸付する事業。	平成25年度 0 (人)	平成25年度 0 (人)	平成25年度 0 (人)	平成25年度 0	平成25年度 (人)	平成25年度 (人)	平成25年度 (人)	平成25年度 98	平成25年度 98	評価：利用件数は、平成22年度で5件、平成23年度で0件、平成24年度で0件、平成25年度は0件、平成26年度は2件であった。利用者数の5カ年推移を見ても、本事業の需要について高いとは言えない。平成23年度、平成24年度、平成25年度の新規の貸し付けはなく、先に貸し付けを行った分の償還については平成25年度ですべて終了しているため、貸付金の未償還は発生していない。						
	私立幼稚園入園支度金貸付事業	給付事業	□ 該当 要綱等 東久留米市私立幼稚園入園支度金貸付条例 □ 特財の廃止(予定含)	意図 私立幼稚園に入園する幼児の保護者に、入園に必要な資金として入園支度金を貸付し、保護者の負担軽減を図ることで幼児教育の振興に寄与する。	平成24年度 0 (人)	平成24年度 0 (人)	平成24年度 0 (人)	平成24年度 0	平成24年度 (人)	平成24年度 (人)	平成24年度 (人)	平成24年度 96	平成24年度 96	方向性：利用件数は低いが、入園料という一時的な理由で幼稚園入園を断念することがないように当事業は現状のまま継続していく。						
	事業形態	■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他()																		
	近隣市状況	□ 小平市 □ 東村山市 □ 清瀬市 □ 西東京市 ■ その他(東村山市が入園補助)																		

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	子どもの未来と文化をはぐくむまち	施策番号・名	11	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援	基本事業番号・名	11-03	子育て家庭の負担軽減
-----	------------------	--------	----	---------------------	----------	-------	------------

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要 (根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況)	事務事業の目的 (事務事業の対象、手段、意図)	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事業費、人件費							所管課評価 (事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性)	全庁評価会議 (28年度に向けた方向性等) 外部評価		
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	左記「事業費（実績額）」に係る財源										
										特定財源			一般財源						人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)
										国	都	その他	特定財源に伴う一般財源	一般財源						
11-03-05	児童青少年課 助成支援係 相川 浩一 子ども医療費助成事業	根拠法令等 ■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 (都) 乳幼児医療費助成事業実施要綱 (都) 義務教育就学児医療費助成事業実施要綱 補助事業 □ 該当 <input type="checkbox"/> 行政補完的(改正実施年度 年度) □ 政策的(改正実施年度 年度) <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他() 要綱等 □ 特財の廃止(予定含) 給付事業 ■ 該当 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他() 要綱等 ■ 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他() ・東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び施行規則 ・東久留米市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例及び施行規則 □ 特財の廃止(予定含) 事業形態 ■ 直営(委託無) □ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他() 近隣市状況 ■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()	対象 一定所得基準未満の保護者が養育する義務教育修了前の児童 手段・内容 ・医療証交付、変更申請書等の受付 ・認定、却下、消滅通知 ・医療証の発行 ・現況届 意図 子育てにかかる医療費負担の軽減	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性 有効性 3 効率性 3 達成度 3 現状維持 現状維持 評価：東京都の補助事業。補助要綱では所得制限が設けられているが、乳幼児については所得超過者を市で単独補助している。平成21年10月に制度改正を行い、助成割合が大幅に上がったが、この財源については市町村総合交付金で措置され、一般財源化されている。また、医療証受給者は医療証更新のために毎年提出の現況届について、平成25年度より市に所得情報がある者についての現況届が不要となり、事務手続きの効率化が図られた。 方向性：平成24年度から児童手当の所得制限基準額が緩和されたことに伴い、当事業はこの基準に準拠していることから、平成24年10月より受給者が増加した。市の医療助成額は年々伸びており、今後も医療助成費は増加することが予想される。			
				15,689	13,679	87	371,890	185,945	185,945	15,420	387,310									
				平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度		平成25年度	平成25年度	
				15,780	13,639	86	372,853	186,426	186,427	16,507	389,360									
				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度	
15,754	13,520	86	365,877	182,938	182,939	16,317	382,194													
11-03-06	児童青少年課 助成支援係 相川 浩一 子育て世帯臨時特例給付金給付事業	根拠法令等 □ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 (国) 子育て世帯臨時特例給付金支給要領、(国) 民法(贈与契約) (市) 東久留米市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱 補助事業 ■ 該当 <input type="checkbox"/> 行政補完的(改正実施年度 年度) ■ 政策的(改正実施年度 年度) <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) ■ 国・都連携 □ その他() 要綱等 東久留米市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱 □ 特財の廃止(予定含) 給付事業 □ 該当 <input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗せ・横出し) □ 国・都連携 □ その他() 要綱等 ■ 特財の廃止(予定含) 事業形態 □ 直営(委託無) □ 全部委託 ■ 一部委託 □ 指定管理 □ その他() 近隣市状況 ■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他()	対象 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者 手段・内容 ・申請書(請求書)の受付 ・(不)支給決定通知 ・給付金給付 意図 消費税の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から臨時的な給付措置を行う	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性 有効性 - 効率性 1 達成度 - 廃止(完了) 28年度以降 廃止(完了)・統 統合含む) 方向性 統合含む) 評価：消費税率引上げの影響等を踏まえ、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者に対し、児童1人あたり1万円の給付を行った。実施にかかる事務費も含め、全額国庫負担(国10/10)による事業である。 方向性：平成27年度においても、平成27年6月分の児童手当の受給者を対象に給付をすることとなった。子育て世帯臨時特例給付金事業の廃止に伴い、特財は廃止となった。				
				12,100	11,484	94.9	120,361	120,361	100	120,461										
				平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度		平成25年度	平成25年度		
				-	-	-	3	3	22	25										
				平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		平成24年度	平成24年度		
()	()	()	()	()	()	()	()													

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。